

1. 平成25年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成25年9月9日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第99号 郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第100号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第101号 郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第102号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第103号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第104号 郡上市農業委員会の選挙による委員の定数条例の制定について
- 日程10 議案第105号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第106号 郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第107号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第108号 郡上市介護保険条例及び郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第109号 平成24年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第110号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第111号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第112号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第113号 平成24年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第114号 平成24年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第115号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第116号 平成24年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第117号 平成24年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第118号 平成24年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

- 日程24 議案第119号 平成24年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第120号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第121号 平成24年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第122号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第123号 平成24年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第124号 平成24年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第125号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程31 議案第126号 平成24年度郡上市高鷺財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程32 議案第127号 平成24年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程33 議案第128号 平成24年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程34 議案第129号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程35 議案第130号 平成24年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程36 議案第131号 平成24年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程37 議案第132号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程38 議案第133号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程39 議案第134号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程40 議案第135号 平成25年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程41 議案第136号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程42 議案第137号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程43 議案第138号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程44 議案第139号 平成25年度郡上市高鷺財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程45 議案第140号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程46 議案第141号 財産の無償譲渡について（八幡町島谷字愛宕前地内①）
- 日程47 議案第142号 財産の無償譲渡について（八幡町島谷字愛宕前地内②）
- 日程48 議案第143号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）
- 日程49 議案第144号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車更新事業）
- 日程50 報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程51 報告第10号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程52 報告第11号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程53 報告第12号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について

- 日程54 報告第13号 株式会社イーグルの経営状況の報告について
- 日程55 報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程56 報告第15号 平成24年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程57 報告第16号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程58 議報告第7号 諸般の報告について（例月出納検査結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	山 川 直 保	2 番	田 中 康 久
3 番	森 喜 人	4 番	田 代 はつ江
5 番	兼 山 悌 孝	6 番	野 田 龍 雄
7 番	鷺 見 馨	8 番	山 田 忠 平
9 番	村 瀬 弥治郎	10 番	古 川 文 雄
11 番	清 水 正 照	12 番	上 田 謙 市
13 番	武 藤 忠 樹	14 番	尾 村 忠 雄
15 番	渡 辺 友 三	16 番	清 水 敏 夫
17 番	美谷添 生	18 番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	野 田 秀 幸
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	三 島 哲 也
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長 丸 井 秀 樹

議会事務局
議会総務課長
補 佐 河 合 保 隆

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところを御出席をいただきましてありがとうございます。

本定例会は、議案が47件、報告が9件であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

ただいまから平成25年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には14番 尾村忠雄君、15番 渡辺友三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る9月2日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月9日から10月3日までの25日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月9日から10月3日までの25日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成25年第4回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成25年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、お元気にて御参集をいただき、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、若干の御報告などを申し上げます。

まず、第1点目は、今シーズンの郡上おどり、白鳥おどりについてであります。

白鳥おどりは、去る8月24日に、そして、郡上おどりは一昨日、9月7日にそれぞれの日程を終了いたしました。あとは9月13日の八幡の昔おどりの夕べ、9月28日の白鳥の変装踊りを残しておりますが、ことしの郡上のおどりのおおむねが無事に終了しましたことをともに喜びたいと思います。

ことしの夏は、郡上おどりの最初と最後、すなわち発祥祭と、おどり納めの晩などがかなり強い雨に見舞われたものの、全体としては好天に恵まれたこと、中でも徹夜おどりの夜が全て晴天に恵まれたことで、期間中の入込客数も、郡上おどりが30万5,000人、白鳥おどりが6万3,700人と、両者の合計で昨年に比べて5万人余の増加となりました。

おかげ様で期間中は大きな事故はありませんでしたが、京都府福知山市での花火大会会場で起きた露店の爆発事故を受け、急遽郡上おどりの徹夜おどり最終日、16日の晩には郡上警察署と市消防本部等により会場近くに出店する約120の露店に火気等の取り扱いに注意をするよう呼びかけ、事故防止に努めたところであります。

多数の人が集まるイベントでは、何よりも安全の確保ということが第一に大切なことでありますので、今回の福知山市での事故を教訓にして、安全の確保に一層努めてまいりたいと考えております。

例年のことですが、長い踊り期間を支えていただいた郡上踊り保存会、白鳥踊り保存会を初めとした関係団体、関係機関の皆様、地域の皆様、そして御来場いただいたたくさんの皆様方に対して深く感謝を申し上げたいと思います。

第2点目は、郡上市の男性の平均寿命が東海3県で1位になったことであります。去る7月末に厚生労働省は、平成22年全国市区町村別平均寿命ランキングというデータを発表いたしました。それによりますと、郡上市男性の平均寿命は81.0歳で、東海3県127自治体の中で愛知県日進市とともに同率第1位となりました。

郡上かるたに「長寿を誇る和良の里」とありますように、かつて平成15年の発表で当時の和良村の平成12年における男性平均寿命が80.6歳で日本一に輝いたことがあります。今回はそれに次ぐ喜ぶべきことと存じます。

ちなみに、今回、郡上市の女性の平均寿命は86.1歳で、男性より5.5歳長命であることとなりますが、順位は、東海3県で88位となっております。健康で長生きすることは、誰もが願うことです。今後も高齢者が男女ともに健康で生き生きと安心して暮らせる郡上市をみんなで目指してまいりた

いと考えております。

第3点目ですが、7月にドイツで開催された第42回技能五輪国際大会の自動車板金部門において、大和町出身の山田恭生さん21歳が見事金メダルを獲得されました。山田さんは、大和中学校からトヨタ関連の高校を経てトヨタ自動車に勤務し、日々研さんを重ねられ、蓄えた実力を世界の大舞台で遺憾なく発揮し、参加20カ国出場者の頂点に立ちました。

彼は、ことしの成人式において、技能五輪で優勝して金メダルをとるという豊富を力強くみんなの前で語っていました。まさしく有言実行です、立派です。郡上市出身の21歳の若者が、後に続く多くの若い人たちに夢と希望を与えたことは大きな功績であり、我々郡上市民にとっても大きな誇りであります。今後の山田さんの一層の御活躍を期待して、8月12日に郡上市市政発展功労者としての表彰をいたしたところであります。

第4点目は、8月11日に美並町内の市道森下赤小場線新森下橋の道路改良が竣工したことであります。市道森下赤小場線は、起点終点が県道白山内ヶ谷線に接続する粥川左岸側を通る地域の重要な生活道路ですが、このたびようやく7年の歳月をかけて全体の工事が完成をいたしました。喜んでくださった地元自治会の皆様方によって完成を祝う式典が挙行されました。

この事業の完成により、歩行者及び車両通行の安全性が高まるとともに、災害時の県道白山内ヶ谷線の迂回路としての機能をも担い、地域の発展に寄与するものと考えております。

さて、最後の点ですが、昨日早朝、アルゼンチンブエノスアイレスで開かれていたＩＯＣ総会において、2020年のオリンピック・パラリンピック開催都市として東京が決定されました。56年ぶりとなる東京での開催決定は、国民に元気と希望を与えるものであり、大変喜ばしいことであると存じます。国民の総力を挙げて世界に誇れるオリンピック・パラリンピックが開催されることとなるよう期待をするものであります。

今後、郡上市としてもどのような波及効果があるのかを考え、その対応を検討してまいりたいと思います。

以上が、御報告等でございます。

それでは、今議会に提案をいたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案第98号は、人権擁護委員候補者1名の推薦につき意見を求めるものであります。

議案第99号は、郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、大変長い名前の法律でございますが、いわゆる地域主権改革法でございますけれども、この法律による地方公務員法の一部改正に伴いまして、高齢者部分休業を取得できる要件を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

議案第100号は、郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

防災行政無線移動系の整備に伴い、防災行政無線通信施設の名称及び設置場所を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

議案第101号は、郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

延滞金の割合を引き下げる特例を設ける等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第102号は、郡上市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、納税義務者が市外に転出した場合においても特別徴収を継続するよう、個人住民税における公的年金からの特別徴収の規定を改める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第103号は、郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。

消防法施行令の一部改正に伴い、引用する政令の条項を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

議案第104号は、郡上市農業委員会の選挙による委員の定数条例の制定についてであります。

郡上市北農業委員会及び郡上市南農業委員会の統合により、新たに設置される郡上市農業委員会の選挙による委員の定数を定めるため、この条例を定めようとするものであります。

議案第105号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

ただいま申し上げました議案による南北2つの農業委員会を1つに統合することに伴い、農業委員会会長及び委員の報酬を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

議案第106号は、郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例についてであります。

簡易水道、上水道、下水道等の料金等に係る延滞金の割合を引き下げる特例を設けるなど、所要の規定を整備するため、合わせて9本の条例を改正するよう、この条例を定めようとするものであります。

議案第107号は、郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、上場株式等の譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を設けるなど、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第108号は、郡上市介護保険条例及び郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

延滞金の割合を引き下げる特例を設けるなど、所要の規定を整備するため、この条例を定めよう

とするものであります。

次に、決算関係であります。議案第109号から議案第131号までは、平成24年度郡上市一般会計から平成24年度郡上市病院事業等会計に至るまでの23会計の決算認定についてであります。

齋藤代表監査委員と古川監査委員におかれましては、7月3日から8月7日までの期間に16日間という大変長い日数をかけて膨大な帳票のチェックから現地確認まで、精力的に決算の監査を行っていただきました。まずもってこのことに対しまして厚くお礼を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今議会において、決算認定の御審議を賜りますが、慎重な御審議の上、認定をいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

続きまして、議案第132号から議案第140号までは、平成25年度郡上市一般会計予算を初め、全部で9会計の予算の補正をお願いするものであります。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしまして、歳出では、財産管理経費、これは現在、郡上市土地開発基金が所有している白鳥町大島工業団地の土地を、隣接する東海鋼管株式会社に払い下げるため、一旦、一般会計へ買い戻すための経費であります。2,435万9,000円、また、社会資本整備総合交付金事業2,275万円、現年度補助災害復旧事業、公共土木施設に係るものでございますが、これが6,200万円、それから公債償還元金、これは将来の公債費負担の軽減を図るため、繰上償還を実施しようとするものであります。7億9,070万円の増額等の計上であります。

一方、これらの歳出に対する歳入では、普通交付税、9,469万5,000円、公共土木施設災害復旧費国庫負担金4,869万1,000円、減債基金からの繰入金6億8,410万円、後期高齢者医療に係る負担金の精算返還に伴う過年度収入5,041万7,000円の増額等が主なものであります。

以上、歳入歳出それぞれ10億1,552万3,000万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計では、高鷲診療所の管理費、これは医師住宅の修繕を行うものであります。70万円の増額、下水道事業特別会計では、個別排水建設事業が、浄化槽の設置申請見込み件数の増に伴い623万円の増額、介護保険特別会計では、平成24年度介護給付費等の確定に伴う精算により6,696万6,000円の増額、後期高齢者医療特別会計では、平成24年度事業費確定に伴う精算により34万1,000円の増額。

それから、以下、財産区関係であります。白鳥財産区特別会計では、分収造林事業の施業の増に伴い327万4,000円の増額、牛道財産区特別会計では、新規間伐事業の実施等に伴い449万3,000円の増額、高鷲財産区特別会計では、分収造林受託事業の事業採択等に伴い628万8,000円の増額、明宝財産区特別会計では、分収造林受託事業の事業増等に伴い1,738万5,000円の増額をそれぞれ歳入歳出について行うものであります。

次に、議案第141号及び議案第142号は、財産の無償譲渡についてであります。

議案第141号の譲渡先が、愛宕神社の案件につきましては、同神社の社殿を含む神社敷地を実質

上の所有地である同神社に土地所有権を移そうとするものであります。

議案第142号の譲渡先が、遍照殿の案件については、愛宕弘法堂の敷地について、同じく実質上の所有者である遍照殿に土地所有権を移そうとするものであります。

次に、議案第143号及び議案第144号は、物品売買契約の締結についてであります。消防小型動力ポンプ積載車6台及び高規格救急自動車1台の購入契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要であります。このほか一般財団法人郡上八幡産業振興公社等第三セクターの経営状況に関する報告が6件、それから、平成24年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告が1件、専決処分、これは和解及び損害賠償の額の決定であります。この報告が1件であります。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれの担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。平成25年9月9日、郡上市長 日置敏明。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

◎議案第98号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程3、議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） おはようございます。議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、氏名、生年月日を読ませていただきます。住所、郡上市美並町大原277番地、小森多美子氏、昭和30年1月13日生まれでございます。

この小森氏におきましては、平成25年12月31日をもって任期満了となるということで、再任をお願いしたいものでございます。非常に人権擁護委員活動、また、人権教育等々において精力的に熱心に活動をしておられるということで再任をお願いしたいものでございます。

新しい任期においては3年ということでございます。平成26年1月1日から平成28年12月31日まででございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第98号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第98号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第99号から議案第108号までについて（提案説明）

○議長（清水敏夫君） 日程4、議案第99号 郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程13、議案第108号 郡上市介護保険条例及び郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまでの10議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

説明につきましては、できるだけ簡略に、要旨について説明をお願いいたします。

議案第99号につきましては、市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第99号 郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。
平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、先ほど市長からお話がありましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、高齢者部分休業を取得できる要件を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと改正する条例の本文がございます。

もう1枚おめくりいただきますと新旧対照表がございますが、ここでは、先ほどのいわゆる地方

分権改革に係る一括法を受けまして、地方公務員法の中で改正がございます。そこでは、いわゆる条例で定める期間を高年齢として条例で定める年齢にするということで、「期間」が「年齢」というふうになります。

それから、その年齢というのは、これまでは期間5年間ということでしたが、その年齢としては55歳とするということで、第2条第2項につきまして、この下線部のような改正をさせていただきたいということでございます。

これの附則にあります、前へ戻りますと、施行につきましては平成26年4月1日ということを用意させていただいております。

高齢者部分休業につきましては、この職についておる職員の中で勤務形態の選択肢を提供しまして、加齢による諸事情に対応しつつ、心身の健康を保持する、あるいはライフスタイルの多様化に対応して、地域ボランティアへの従事、あるいは若者とのワークシェアリング等に資するというところで、こうした制度があるわけでありますが、普通でいきますと週に20時間以内というふうな形で休業をすることができると。

そして、先ほど申し上げたようなことでその休業時間を使っていくことができると、こういうものでありまして、給料は1時間単位の給料を減額する、あるいは退職手当につきましても在職期間を、その間は期間を減らしていくと、そういうふうな措置をとりまして、高齢者の部分休業を認めていくというふうな制度があるわけでございますが、表現を今回変えていくというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 次に、議案第100号から102号までを総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第100号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。防災行政無線（移動系）の整備に伴い、防災行政無線通信施設の名称及び設置場所を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

今回、移動系の関係でございます。おめくりいただきまして新旧対照表のほうの1ページをお願いいたします。ここの1ページにおいては、施設の整備に伴うものではございません。特に旧のところでございます。住所付記の場合、町名までをアラビア数字でなく漢数字にするということでの訂正でございます。

また、ここの一番下の小野の7丁目の所でございます。ここには設置場所において町名はございません。ここは7丁目のエリアの中で、区画整理区域以外のために町名はないということでございます。

ますので、よろしくお願いいたします。

続いて2ページ目でございます。ここで、左が新しい新、右が旧でございます。ここにおいては、旧のほうにおいては、5の基地局が今までございました、郡上市の中に。そのものは郡上市の災害対策本部と、また、郡上市の消防本部ということでございます。

また、中継局も同じようになりまして、旧のほうを廃止して、今回3の中継局ということでございます。陸上局においては、各振興事務所でございます。

それで、この図面を見ていただきますと、今回このようなエリアというような形で、一波統合はできたということでございます。その裏には各振興事務所への台数の配備ということでございます。

このような形で、今月末で工期ということで整備が整うということでございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第101号でございます。郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。延滞金の割合を引き下げる特例を設ける等所要の規定を整備するためにこの条例を定めようとするものでございます。

ここでは、新旧対照表のほうを見ていただきたいと思います。この延滞金の関係でございます。これは6月の定例会のときに地方税法の改正の中で延滞金の割合の特例という分を改正させていただきました。そのものと同じく合わせるということでございます。

それで、いろいろ書いてございますが、今までは延滞金14.6%でございました。今回9.3%になると。

また、1カ月以内の場合は特例で4.3%であったのが、今回のこの改正によって3.0%になるということでございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第102号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方税法の一部改正に伴い、納税義務者が市外に転出した場合においても特別徴収を継続するよう個人住民税における公的年金からの特別徴収の規定を改める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

ここでは、別の資料がございます。資料のほうを見ていただきたいと思います。それと、この新旧対照表のほうもあわせて見ていただければわかりがいいと思います。

まず、改正の趣旨においては地方税法の改正でございます。概要においては、新旧対照表の

1 ページをお願いいたします。

まず、1 番の法の改正により引用する条項がずれたための改正でございます。ここは、33条の第5項でございます。1 ページの33の第5項がございしますが、この部分の下線の部分でございます。ここにおいての施行日が平成28年1月1日施行ということでございます。

続いて、2でございます。年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、公的年金からの特別徴収ということで制度の見直しでございます。

まず、①でございます。納税義務者が市外へ転出した場合も特別徴収を継続するという事で、新旧対照表の2ページを見ていただきますと、47の2は、1 ページにございしますが、ここを続けて「初日の属する年の」ということで下線がございします。ここにおいては、今まで市外へ転出した場合には、普通徴収に切りかわるということでございました。

ただ、市外へ転出しても、年度中の納税先は同じ市町村ということで、効率化の観点から特別徴収を継続する改正ということでございます。

次の②でございます。これの施行が平成28年10月1日ということでございます。②の年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しということで、第47条の5でございます。ここも2ページから3ページにかけてでございます。施行が平成28年の10月1日ということでございます。

ここにおいては、65歳以上の公的年金等の受給者の個人の住民税の関係でございます。特に年税額が前年の年税額よりも大きく変化した場合には、本徴収額と仮徴収額に大きな差が生じるということでございます。この差が生じた場合、非常に翌年度以降も不均等が繰り返されるということでございます。その部分を改正するものでございます。

資料の次のページに例示が書いてございます。仮徴収と本徴収ということで、仮徴収は4、6、8月と、また、本徴収においては10、12、2月ということでございます。現在は、前年度分の本徴収額の3回で割った1回分を出してございます。また、本徴収においては年税額から仮徴収額を3回で割った額で出してございます。

改正後においては、仮徴収のこの本徴収額でなく、前年度分の年税額を2分の1にして3回分と、また、本徴収では年税額を仮徴収額としての3で割ったものでございます。

それで、年金所得で年税額6万円の方を対象にして試算してみましたが、1年というのはその年度でございます。その年度が6万円の場合、まず、仮徴収、本徴収が1万円、また、改正後も同じく1万円でございます。

しかし、次の年に3万6,000円になった場合、これは医療費控除とか、そういうものが控除された場合、現行では1万円から仮徴収が1万円、また、本徴収が2,000円と、改正後においても同じでございます。

ただ、2年目から、またその医療控除がなくなった場合、6万円になった場合、現行では2,000

円から1万8,000円と、本徴収では1万8,000円でございます。ただ、改正後においては、ここで仮徴収が6,000円になり、本徴収が1万4,000円になると。

3年後においては、また仮徴収額のほうで1万8,000円、また、本徴収で2,000円という現行でございます。

これを見ていただきますと、現行のほうは、これを同じように繰り返していくと、一度変わっていきますと繰り返していくということで、その辺の不均等をなくすということで、新たに改正後には、このような計算の仕方にして3年で1万円、1万円というふうな形に是正してやるということでございますので、よろしくお願いいたします。

3では、条例附則の改正により、引用する条項は全て削除されたため、条項を削除ということでございます。これにおいては平成29年1月1日施行ということでございます。ここは、規定してある新旧対照表でいきますと3ページでございます。旧の第2条の4でございます。ここにおいては、この4が削除されたということでのものでございます。

4でございます。条例附則の改正により、引用する条項がずれたための改正ということでございます。附則第6条と同第6条の2でございます。施行が平成29年の1月1日ということでございます。ここは3ページから5ページの間にございます。これは、引用していた条例が、附則第20条の2が繰り上がって20条となったための改正でございます。

5におきましては、規定の新設に合わせて引用条項を追加及び引用条項のずれによる改正でございます。附則の第7条の4でございます。

ここは5ページでございます。ここにおいても寄附金税額控除における特別控除額の特例の関係でございますが、規定の新設に合わせて引用条項を追加するものということでございますが、ここで新旧対照表を見ていただきますと、新のほうでございます。ここで附則第19条の2第1項が追加されたというものでございます。

6の金融所得課税の一体化推進において、特定公社債の利子等が課税の特例に追加されたことに伴う改正でございます。

ここでは新旧対照表の6ページを見ていただきますと、この6ページの附則第16条の3でございます。ここにおいては、平成29年1月1日施行ということで、ここでは上場株式に係る配当所得等、課税の特例についての特定公社債の利子等が対象にされたということでございます。

この第1項では、特に租税特別措置法等を引用することによって、分離課税に特定公社債の利子等が対象に追加されたと。

また2項においては、1項に載せていた上場株式等の配当等について申告書を提出した場合に特例を適用する条文を2項に移動させるというものでございます。

また、3項は、規定の適用に特定公社債の利子が追加されたことにより、字句を「配当所得等」

という「等」をつけ加えたものでございます。

7でございます。金融所得課税の一体化推進において、上場株式等に係る譲渡所得と非上場株式等に係る譲渡所得と別々の分離課税制度とする改正でございます。

この適用においては、平成29年1月1日施行が平成29年度以降の年度分の個人市民税に適用するというものと、28年1月1日前に発行された割引債についてはなお従前の例ということでございます。

ここは8ページを見ていただきたいと思います。19条の関係でございます。19条の1項、ここでは非上場株式と一般公社債等に係る譲渡所得等の分離課税の改正でございます。

また、第2項は読みかえ規定の適用に非上場株式等に一般公社債等を追加して、字句を「一般株式等」という形に変えさせて改正でございます。

また、附則第19条の2第1項でございます。これは9ページのほうにございます。9ページの第19条の2第1項でございます。ここは、上場株式等及び特定公社債等に係る譲渡所得の分離課税についての新設でございます。この19条の2の2項でございますが、これは前条第2項を準用するための項ということでございます。

これは、第19条の2項を準用ということで、所得を算出する上での規定というものでございます。

8でございます。条例附則の改正により、条項及び引用する条項がずれたための改正でございます。条例附則第20条、また、第20条の2でございます。ここにおける施行は平成29年1月1日施行でございます。29年度以降の年度分の個人市民税に適用ということでございます。

ここでは、新旧対照表でいきますと20ページになります。特にここでは、条項が削除されたために繰り上げたことと、条文中の引用する条項がずれたという部分でございます。

9の条例の性格を踏まえ削除ということで、9の条例附則第19条の2、また、19条の3、19条の4、19条の5、19条の6、20条、20条の3、20条の5につきましては、これは9ページから19ページ、また21ページから23ページ、26ページから27ページでございます。ここにおいては削除ということでございます。

単に課税表示の計算の細目を定めるものであることからの削除でございますが、削除というと、条文については地方税法、また同施行令、規則に載っております。主に禁輸関係の所得についてのものばかりでございます。やはり単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、地方税法のように全て載っているがためにわかりづらいとか、探しづらいということを避けるために必要最小限、必要なものを載せるという条例の性格を踏まえての削除ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） では、続きまして議案第103号。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 議案第103号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、消防法施行令の一部改正に伴い、引用する政令の条項を改めるため、この条例を定めようとするものです。

1枚めくっていただきまして、附則ですが、この条例は平成26年4月1日から施行すると。

続いて、新旧対照表をごらんください。第29条の4の第4項のアンダーライン部分を改めるものであります。

第4項のアンダーライン、旧のほうですけども、「令第37条第5号から第7号の3まで」とありますが、「令」というのは「消防法施行令」です。この施行令が改正をされましたので、ここの部分を引用しておりますので、これを新のほうで「令第37条第4号から第6号まで」というふうに改めるものであります。

この第29条の4ですが、どういうものかと言いますと、住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準が規定をされております。第4項の住宅用防災放置設備、これはどういうものかと言いますと、住宅用自動火災報知設備のことです。

それで、施行令の改正のほうですけども、この令第37条というのは、検定対象機械器具の範囲、検定を対象とする機械器具の種類を定めたものであります。

この検定対象となっている機械器具というのはどういうものがあるかと言いますと、消火器とか消火器の薬剤、それから、火災報知設備の感知器、それからスプリンクラー設備等があるわけですが、この施行令が改正をされたということでもあります。

今回、この号は改められましたけれども、規定文は全て同じになっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第104号から105号まで。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 議案第104号でございます。郡上市農業委員会の選挙による委員の定数条例の制定について。

郡上市農業委員会の選挙による委員の定数条例を次のとおり定めるものとする。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市北農業委員会及び郡上市南農業委員会の統合により新たに設置される郡上市農業委員会の選挙による委員の提出を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、条例の分でございます。郡上市農業委員会の選挙による委員の定数条例でございます。農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、本市の農業委員会の選挙による委員の定数は23人とする。

附則でございますが、第1項でございますが、この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。次の一般選挙でございますが、平成26年の2月でございます。

第2項でございますが、郡上市北農業委員会及び郡上市南農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止すると、現行の北農業委員会、南農業委員会の委員の定数条例によりますと、それぞれ選挙の委員は各15人となっております。

本件につきましては、全員協議会においても説明をさせていただいておりますけども、一市町村に複数の農業委員会を設置しているところは全国でも少なく7市でございます。県内では郡上市のみでございます。

また、現在の複数の農業委員会になっておりますけども、この状況では市内統一的な見地で農地の権利調整や転用、遊休農地対策等を進めることが難しく、農業施策を効率的に推進するためには、本市に複数の農業委員会を設置するよりも、簡素で機能的な組織に再編した1つの農業委員会を設置したほうが効果的ではないかということでございます。

合併10年を迎えようとしている今でございます。機が熟したということから、2つの委員会を1つに統合するというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第105号でございます。郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、農業委員会会長及び委員の報酬を改めるためこの条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、条例の本文でございますが、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するという事で、別表の中で、現在、農業委員会会長の報酬の年額が8万円になってございます。農業委員会委員の報酬も同額で年額8万円でございます。これを今回、農業委員会の会長につきましては年額21万6,000円、農業委員会の委員につきましては年額18万円に改めるというものでございます。

附則でございますが、この条例は平成26年3月1日から施行するというものでございます。

本件につきましても以前、全員協議会で御説明をさせていただいておりますけども、南北の2つの農業委員会を統合するにあわせまして、選挙による条例定数も30人から23人に減ることに伴い

まして、委員1人当たりの担当農地面積がふえること、こういったことも考慮をいたしまして、今回、委員の報酬を見直すものでございます。

現行の年額8万円といえますのは、県内の同程度の農地面積を持つ市町と比べますとかなり低い額であるということから、今回こういった類似の市町の報酬を勘案しながら算定をいたしたところでございます。

今回の改正額でございますが、月額に合わせますと、委員が1万5,000円、会長が1万8,000円になります。会長と委員に差をつけたのは、責任の違いは当然でございますが、やはり会長が職務上執務しなければならないことが多いということから、類似の市町村のほとんどのところで会長の報酬に格差をつけているのが現実でございます。

今回、本市におきましてもこういったことで改正をさせていただきたいということでございますので、以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第106号。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第106号 郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例について。

郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。延滞金の割合を引き下げる特例を設ける等、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

今回、「等」という言葉がついてございますが、これは関係いたします9つの条例の改正ということでございますので、よろしくお願いいたします。

おめくりいたしますと、改正後の本文を載せさせていただいております。これにつきましては、さらに4ページをおめくりいただきまして、新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目でございます。郡上市簡易水道等事業給水条例の一部改正でございます。これは、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、延滞金の割合の特例を追加するものでございます。先ほどの税外収入と同じでございます。

概要でございますが、現在の金利を当てはめますと、当分の間、延滞金の割合が本則14.6%の部分は9.3%、納期限1カ月以内の延滞金の割合が本則7.3%の部分は3%となるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。郡上市下水道条例の一部改正でございます。

附則といたしまして、延滞金の割合の特例を追加するものでございます。内容につきましては同じでございます。

次に、3ページ目をお願いいたします。郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正でございます。

第11条の延滞金の利率を14.6%から14.5%に、また、7.3%を7.25%に改正するものでございます。これは、上位法であります都市計画法に合わせたものでございます。

次に、附則といたしまして、延滞金の割合の特例を追加するものでございます。概要でございますが、現在の金利を同じく当てはめて計算いたしますと14.5%にあつては9.3%、7.25%にあつては3%と先ほどと同じでございます。

おめくりをいただきまして、4ページをお願いいたします。郡上市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございます。附則といたしまして、延滞金の割合の特例を追加するものでございます。内容につきましては、前に述べさせていただいたものと同じでございます。

次に、5ページをお願いいたします。郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。附則といたしまして、延滞金の割合の特例を追加するものでございます。内容につきましては同じでございます。

おめくりいただきまして6ページをお願いいたします。郡上市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございます。附則といたしまして、延滞金の割合の特例を追加するものでございます。内容につきましては、こちらも同じものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。郡上市個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。個別につきましては、下水道条例を準用しておりますので、下水道条例第25条に先ほどの附則第5項を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。郡上市個別排水処理施設設置整備事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございます。附則といたしまして、延滞金の割合の特例を追加するものでございます。内容につきましては同じでございます。

次に、9ページをお願いいたします。郡上市水道事業料金等に関する条例の一部改正でございます。附則といたしまして、延滞金の割合の特例を追加するものでございます。内容につきましては同じでございます。

以上、改正する条例の附則といたしまして、この条例は平成26年1月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第107号から議案第108号。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第107号でございます。郡上市国民健康保険税条例の一部を

改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、地方税法の一部改正に伴いまして、上場株式等の譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を設ける等、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

改正内容につきましては、議案の次に添付がしてございます資料をもって御説明を申し上げたいと思います。議案の次に添付してございます資料1をごらんをいただきたいと思います。

改正理由は、平成25年3月30日公布の地方税法の一部改正によるものでございます。

まず、改正のポイントでございますが、1つ目は、上場株式等に係る配当取得等の分離課税において、特定公社債の利子を対象として追加したこと。2つ目には、株式等に係る譲渡所得等の分離課税において、一般株式と上場株式に分けたこと。

3点目でございますけれども、法令では国民健康保険税について独立した規定がなく、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえて関係するところについて削除をさせていただいたこと。4点目でございますけれども、条約適用配当等に係る分離課税において特定公社債の利子等を対象として追加したものでございます。

続いて、資料2をごらんをいただきたいと思います。今回改正する内容でございますけれども、改正後の内容、それに対する概要説明としてございます。

まず、附則5でございますけれども、金融所得課税の一体化推進に当たりまして、特定公社債の利子が分離課税の特例に追加されたことに伴いまして、字句を「配当所得」から「配当所得等」に改正するものでございます。

附則の8でございますけれども、上場株式等に係る譲渡所得と非上場株式等に係る譲渡所得を別々の分離課税制度にする改正でございます。本附則では、非上場株式等に一般公社債等を追加し、字句を「株式等」から「一般株式等」に改正するものでございます。

そして、おめくりいただきますと、附則の9でございますけれども、上場株式等及び特定公社債等に係る譲渡所得の分離課税について新たに規定するものでございます。

改正後の附則13項でございますが、4ページでございますけれども、条約適用配当等に係る配当所得等課税の特例において、特定公社債の利子等が分離課税の特例に追加されたことに伴いまして、字句を「配当所得」から「利子所得・配当所得及び雑所得」に改正をするものでございます。

施行期日でございますけれども、平成29年1月1日とし、29年度以降の年度分の国民健康保険税に適用することとしてございます。よろしく願いをいたします。

続いて、議案第108号でございます。郡上市介護保険条例及び郡上市後期高齢者医療に関する条

例の一部を改正する条例について。

郡上市介護保険条例及び郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、延滞金の割合を引き下げる特例を設ける等、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

この議案につきましても、議案の次にこの議案の説明資料を添付してございます。そちらをごらんをいただきたいと思います。

改正内容でございますけれども、平成25年3月30日公布の地方税法の一部改正によるものでございます。

今般の改正でございますけれども、現在の低金利にある社会経済情勢に合わせまして、納税者の負担を軽減する観点から、延滞金の割合について見直しが行われたことから、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合を引き下げるための改正でございます。

改正内容でございますけれども、延滞金の割合について特例を定めるところによりまして、納期限後1カ月を過ぎた場合、年14.6%の割合を、現在の特例基準割合でございます2%に7.3%を加えて平成25年中は9.3%とすること。

また、納期限後1カ月以内の場合でございますけれども、年7.3%又は前年11月末における商業手形基準割合であります現在の0.3%に4%を加算した割合のいずれか低い比率でございます年4.3%を特例基準割合に1%を加えて、平成25年中は3%にするものでございます。

施行期日でございますけれども、平成26年1月1日からとし、26年1月1日以降に対応するものについて適用をすることとしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 以上で、条例関係の説明を終わります。

説明、御苦労さまでした。

なお、質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行いますので、よろしくお願いいたします。

ここで、休憩をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。開会は11時ちょうどを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時47分)

○議長（清水敏夫君） それでは、会議を再開します。

(午前11時00分)

◎議案第109号から議案第131号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程14、議案第109号 平成24年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について

てから、日程36、議案第131号 平成24年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの23議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第109号から議案第131号で一括で説明をさせていただきます。

まず、議案書のほうをよろしく申し上げます。

議案第109号 平成24年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第110号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第111号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第112号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第113号 平成24年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第114号 平成24年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第115号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第116号 平成24年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第117号 平成24年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第118号 平成24年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第119号 平成24年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第120号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第121号 平成24年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第122号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算について、議案第123号 平成24年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第124号 平成24年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第125号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第126号 平成24年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第127号 平成24年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第128号 平成24年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第129号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第130号 平成24年度郡上市水道事業会計決算認定について、議案第131号 平成24年度郡上市病院事業等会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付する。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

説明のほうは、平成24年度決算総括表というものがございます。そちらのほうを見ていただきたいと思います。

ここでは、単位においては円とパーセントでございます。

ここでお読みするのは会計名と歳入決算額Bのところと、歳出決算額Cのところを読ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

一般会計、312億6277万8,621円、302億405万256円。

国民健康保険特別会計、52億1,199万7,650円、51億6,630万7,513円。国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定、4億9,528万4,275円、4億8,103万319円。

簡易水道事業特別会計、11億6,334万8,535円、11億3,093万1,547円。

下水道事業特別会計、27億3,471万1,727円、27億1,221万5,667円。

介護保険特別会計、37億373万201円、36億4,007万1,159円。

介護サービス事業特別会計、7億1,945万4,904円、6億9,821万4,081円。

ケーブルテレビ事業特別会計、8億5,580万6,771円、8億3,081万3,980円。

駐車場事業特別会計、403万248円、349万5,072円。

宅地開発特別会計、4,171万4,573円、4,160万4,017円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計、1,461万5,128円、1,188万3,701円。

鉄道経営対策事業基金特別会計、1,191万7,003円、1,191万7,003円。

後期高齢者医療特別会計、5億4,451万4,137円、5億4,088万8,091円。

大和財産区特別会計、2,035万824円、640万8,219円。

白鳥財産区特別会計、278万7,518円、31万3,685円。

牛道財産区特別会計、1,361万4,113円、46万1,018円。

北濃財産区特別会計、335万8,096円、9万3,920円。

石徹白財産区特別会計、2,018万6,635円、1,719万8,609円。

高鷲財産区特別会計、3,844万1,743円、2,302万7,855円。

下川財産区特別会計、1,419万3,042円、186万6,015円。

明宝財産区特別会計、3,144万943円、2,611万1,549円。

和良財産区特別会計、2,526万3,695円、291万5,300円。

一般会計、特別会計の合計でございます。469億3,354万382円、455億5,181万8,576円。歳入歳出の差し引きでございます。13億8,172万1,806円でございます。

水道事業会計でございます。収益2億9,398万7,084円、2億6,881万599円、資本4,673万3,000円、1億1,872万6,429円。

病院事業等会計でございます。収益42億4,589万105円、40億3,364万3,057円、資本2億6,240万2,554円、4億9,872万5,644円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施

されております。

ここで、代表監査委員から審査報告をいただきたいと思います。

齋藤代表監査委員殿、お願いいたします。

○郡上市代表監査委員（齋藤仁司君） それでは、24年度の決算審査の報告をさせていただきますが、その前に、皆さん、たくさん資料があると思いますけども、3部ほど準備をしていただきたいと思いますけども、1つは郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書と、それから、郡上市公営企業会計決算審査意見書、それから、もう一つが郡上市財政健全化判断比率等に関する審査意見書、この3つでございますけども、この3つについて順次御説明をしたいと思いますので、よろしく御準備をお願いします。

また、レジュメに従って御説明しますので、最初は少しお話申し上げまして、後ほど1ページから御説明しますので、また御案内しますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、報告をさせていただきます。

平成24年度決算の審査の結果につきましては、平成24年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成24年度郡上市公営企業会計決算審査意見書のとおりとなっておりますが、概要のみを今から報告をさせていただきます。

審査に当たりましては、地方自治法の理念に踏まえ、7月3日から8月7日までの決算書及び資料による書類審査を14日間、現地審査を2日間とって計16日間にわたり古川監査委員さんと2人で実施いたしました。

財政厳しい折、実質公債費比率が18%を超えていることから、公債費負担適正化計画により、市債の新規発行額が抑えられておりますが、各部署においては節約に努められ、その取り組みがあらわれていると認識いたしました。

今後の市の発展に必ず寄与するものと考えております。

審査の方法及び審査の結果につきましては、提出しております平成24年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の2ページのとおりでとなっておりますので、お目通しください。

市長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、基金に関する調書、それから附属する調書を中心に例月出納検査及び定期監査などの結果を踏まえまして、関係諸帳簿及び証拠書類などにつきましても公正不偏の態度で審査を実施いたしました。

その結果でございますけども、関係法令あるいは議会の議決の趣旨に沿って、いずれも適正に執行され、かつ正確に整理されていることを認めました。

それでは、今から一般会計、特別会計の順次御報告を申し上げます。お配りしました38ページを見ていただきたいと思いますけども、そのレジュメに従って説明をさせていただきます。よろしい

でしょうか。

それでは御説明申し上げます。平成24年度の財政状況は、消防デジタル化無線整備事業による消防費の増額や、繰上償還による公債費の増額がありましたが、白鳥中学校校舎棟完成に伴う教育費の減額や土木費、災害復旧費などが減額しており、歳出総額では前年度並みとなっております。

一般会計歳入総額312億6,278万円と特別会計歳入総額156億7,076万円の合計469億3,354万円から一般会計歳出総額302億405万円と特別会計歳入歳出総額153億4,777万円の合計455億5,182万円を差し引いた形式収支につきましては13億8,172万円の黒字となっております。

翌年への繰り越すべき財源の2億2,857万円を控除した実質収支も11億5,315万円の黒字でありました。

前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1億9,016万円の減額となっております。

平成24年度一般会計の地方債につきましては、前年度と比べ8億3,590万円の減となる33億9,720万円の借り入れとなっておりますが、補助災害復旧債及び臨時財政対策債を除く新規発行額は22億1,010万円となり、公債負担適正化計画の25億円以内となっております。

また、60億995万円も元金償還された結果、平成24年度末残高は26億1,275万円減少いたしまして、436億7,970万円となりました。

こうした努力により、利子償還額が前年度に比べますと5,620万円の減となる6億5,238万円となっております。

次に、財政分析を行う上で、重要な指標となる普通会計の経常収支比率は80%を超えないことが望ましいとされておりますけれども、3.3ポイント改善され81.7%となり、財政状況は理想の数値に改善されつつあると言えます。

また、実質公債費比率も18.5%と前年度比1.5ポイントの減と大きく改善されております。

基金の残高といたしましては、財政調整基金の3億4,940万円を積み立てられ42億8,385万円となり、減債基金は平成19年度から公債費負担軽減措置のため繰上償還が実施されてきましたが、平成24年度は積み立てとの繰上償還を行った結果、9億8,675万円となっております。

特定目的基金は、鉄道経営対策事業基金の7億100万円と財産区の2億9,490万円を含めて57億1,006万円となり、前年度より4億4,141万円ふえておりますが、これは国民健康保険基金に3億16万円、ケーブルテレビ事業整備基金に1億1,462万円など、積立がされたためであります。

基金残高合計では109億8,067万円となり、5億8,162万円の増となっております。

次に、市税は、前年度より4億9,718万円の増となっておりますけれども、これは法人市民税に想定外の大きな納付があったためでありまして、このことは平成25年度普通交付税の減額も想定しておかなければならないと思います。

次に、市の債権の収納状況につきましては、職員を県税事務所に派遣し、徴収事務の研修を行う

とともに、住民税の過年度滞納分の一部を県税事務所に徴収委託したことにより収納は改善されましたけれども、固定資産税の収納率は大きく落ちております。

一方、国民健康保険税は現年度課税分の収納率が向上し、前年度より940万円ほど収入未済額が少なくなっておりますけれども、過年度分と合わせて3億5,756万円と大きな額となっております。

次に、住宅使用料も現年度分の徴収は改善されてはおりますけれども、過年度分の回収が課題となっております。

また、給食費や介護保険料などの現年度分の収入未済額が増加しております。庁内連携による情報交換も行われつつありますけれども、担当者のみではなく、管理職が先頭に立って庁舎内の連携をさらに密にし、収納率向上に努められるよう望むものであります。

また、滞納額をふやさないためには、いかにして現年度分を徴収するかが重要でございます。徴収嘱託員による現年度分を中心とした徴収を進めるとともに、それぞれの部署で徴収体制をいま一度見直していただきたい。職員の責務として、専門的な知識を身につけ機動力のある徴収体制をとっていただきたいと思います。

また、過年度分がいつまでも残らないように、差し押さえや保証人への交渉等を積極的に進め、現状でできる厳しい措置をとることも必要と考えます。

また、職員がさらに積極的に徴収に取り組める施策も必要かと考えております。

次に、契約についてでございますけれども、一般競争入札も指名競争入札も請負率は余り変化なく94%台に集中しているように感じられました。予定価格の公表によって落札額の絞り込みがしやすくなっているとも考えられます。郡上市の財政状況を考えた効率的な入札の執行方法に改善されるように望むところでございます。

また、工事における契約変更が非常に多く見られます。補助金の関係から仕方がないものや、現場の状況によりやむを得ないものもあると思われましても、当初にできるだけしっかりした設計を行っていただくとともに、変更を行う場合は十分な内部調整を行っていただきたいと思います。

次に学校でございますけれども、学校統合につきましては、小学校におきまして、急激な少子化により複式学級も進められており、学校の適正規模につきましては早急に進めていく課題と思われます。少年期における集団活動の場として機能を持った学校経営を目指し、できる限り早い対応を進めていただきたいと思います。

次に、公民館体制につきましてでございますけれども、新公民館体制として公民館を社会教育の中核に位置付けられておりますけれども、専任主事の配置等、地域間で体制の格差が感じられます。地域の活性化はマンパワーが必要であると考えます。職員体制や勤務時間など、地域間の平等と充実を念頭に体制を整えていただきたいと思います。

次に、博物館等の施設利用につきましてでございますけれども、全体的に入館者が減少しており

ます。そういった中で地道に入館者をふやしている施設もあります。各施設は情報を共有して、施設利用者の増加に努力していただきたいと思います。

また、収益と経費のバランスを図るためには、冬季に利用がほとんどない施設につきましては、休館あるいは予約制にするなど開館方法を検討していただきたいと思います。

次に、文化センターの関連施設や社会体育施設の利用も減少傾向にあります。公民館活動の活性化や民間活用を含めた活用促進と社会体育ではスポーツ推進委員を活用した新たな体制づくりを構築していただきたいと思います。

次に土地等の借地料につきましては、第3セクター等が支払っているところと市が支払っているところとがありますけれども、借地料の支払い方法につきましては統一化を図る必要があると思います。

以上、平成24年度一般会計・特別会計歳入歳出決算意見書といたします。

それぞれに改善され、今後とも市民が安全で安心して暮らせる本市に御尽力いただきたいと思います。

次に、公営企業会計の病院事業会計と水道事業会計につきまして御報告を申し上げます。

審査の方法及び審査の結果につきまして、平成24年度郡上市公営企業会計決算審査意見書の1ページに記載されているところでありますから、お目通しください。

経営の基本原則に沿って運営されているか否かを念頭に置きつつ、慎重に審査をいたしました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財務状況が適正に表示されていることを確認いたしました。

なお、両会計につきましては若干個別の御説明を申し上げます。

それでは、13ページを見ていただきたいと思います。企業会計決算審査意見書の13ページです。よろしいでしょうか。

それでは、両病院とも3年連続の黒字経営となり、一時借入れすることもなく経営されております。これに伴い徐々に未処理欠損金も解消しつつあります。

業務の実績について見ますと、郡上市民病院は、入院患者、外来患者ともに年々増加しており、年間病床利用率が94.6%と高利用率となっております。

しかし、内科医が不足し、日々雇用の医師により対応されているため、医療体制の安定の面から危惧しております。

国保白鳥病院では、どちらもわずかではありますけれども減となっております。外科医師が不足し、十分な外来診療や手術体制がとれていないことが原因と考えられます。

平成24年度も両病院とも医療器具の整備を行われており、郡上市民病院におきましてはMR Iの購入など17点、1億3,265万7,000円、国保白鳥病院は電子内視鏡システムや透析監視装置など11点

で5,906万円となっております。耐用年数を超えた医療器具の更新が主な理由でありますけれども、より高度は医療を進めていくためには、最新の技術を駆使した医療器具の導入は必要な措置と考えております。

次に、財務比率でございますけれども、経常収支比率は両院とも100%以上となっており、理想の状態でございます。

医業収支比率は市民病院が徐々に高くなってきており良好であります、白鳥病院は徐々に下がってきております。

固定比率は両院とも依然高いままでありますが、かなり改善されてきております。流動比率も両院とも理想比率200%を超えております。

自己資本構成比率は徐々に改善されておりますけれども、50%以上が理想であり、両院ともまだ低い比率でございます。経営改善されておりますけれども、未収金の問題がございます。両院とも未収金の回収には努力されておりますけれども、なかなか減っていかない状況でございます。

未収金は現年分の発生を防止することが肝要であります。特に入院分は高額の上に、退院してしまうと支払いの機会を逃してしまう恐れがありますので、この点を十分留意していただきまして、徴収体制を見直し、未収金の徴収に一層努めていただきたいと思います。

また、何年も前の滞納につきましては、状況をきちんと調査していただき、対応を検討していただきたいと思います。公立病院の経営の黒字化が引き続き達成できていることは、健全経営に向けて職員が一丸となって取り組まれた結果と高く評価いたします。

今後も経費削減に努めていただくとともに、医師、看護師等の持続的な確保に努められまして、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努められていただきたいと思います。

以上、平成24年度郡上市病院事業等会計に関する審査意見でございました。

公立病院は、市民の安全・安心を考えた上で市民には欠かすことのできない施設でありまして、公立病院経営が今後も順調に推移することを期待しております。

それでは、次に水道事業でございますけれども、29ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

平成24年度の業務実績は、給水人口、年間総配水量は減となっておりますけれども、年間給水量は増となっております。

また、給水収益の根幹となる有収率は、道路改良による配水管支障移転が行われた結果、漏水も修繕され向上しております。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は、八幡地域が134円2銭、白鳥地域が130円32銭となっており、営業費用は、八幡地域が99円38銭、白鳥地域が176円17銭となっております。1立方メートルの水道水を給水することにより、八幡地域では34円64銭の給水利益

となり、白鳥地域では45円85銭の給水損失となっております。

給水収益はどちらも増となっておりますけれども、八幡地域では営業費用が大きく増となっておりますので、給水利益が少なくなっております。白鳥地域では、若干であります但給水損失の数値に改善が見られました。

給水収益の未収金は、過年度分も当年度分も両地域とも増となっておりますけれども、当年度分の未収金を、前年度の当年度分と比較すると、八幡地域では29万6,251円の増、白鳥地域では8万428円の増、当年度分全体の比較では37万6,679円の増となっております。

未収金の新規発生を防ぐ努力をされるとともに、さらなる過年度分の未収金の回収に対応していただきたいと思います。

また、10年間も回収できない未収金もありますので、状況をきちんと調査していただきまして対応を検討していただきたいと思います。

次に、主な財政比率を見てみますと、流動比率は、理想比率を大きく上回っており、また。営業収支比率は、八幡地域が営業利益となっておりますが、白鳥地域は100%未満であり、営業損失となっております。

今後の配水管の漏水修繕や老朽化した施設の更新など、水道施設の整備や事業の統廃合及び災害に強いライフラインの構築などの長期的な事業が必要でありますので、多大な費用が必要となってくると思われます。

また、人口減少に加え、市民の省エネ・省資源への関心が高まり、節水意識の定着や節水機器の普及等によりまして、給水収益の大幅な増は見込めず、経営環境はますます厳しくなるものと予想されますことから、経費の削減に努めていただきまして、より効果的な事業展開をするとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められるよう望みます。

以上、平成24年度郡上市水道事業会計に関する審査意見でありました。

最後でございますけれども、一部意見として触れ、後にも報告があると思っておりますけれども、財政健全化判断比率の審査も実施いたしました。

実質公債費比率が18.5%と大きく改善されまして、18%を切るのもあと一步のところまで来ました。将来負担比率も89.3%と前年度より32.8ポイント改善されました。実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業等の資金不足比率につきましては、数値にあらわれておりませんので、財政的な心配は全くないと思っております。

以上をもちまして報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 詳細な報告をありがとうございました。長期間にわたり膨大な量の審査をいただき、御苦労さまでした。齋藤代表監査委員、また、古川監査委員のお二人に感謝を申し上げますとともに、敬意を表するものであります。

指摘されました事項につきましては、今後の決算認定での審査に十分考慮させていただきたいと思います。ありがとうございました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第109号から議案第131号までの23議案については、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり審査を付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号から議案第131号までの23議案については、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については、決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付し名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決算認定特別委員会に付託いたしました議案第109号から議案第131号までの23議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、10月2日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました23議案については、10月2日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとし、また、地方自治法第98条に規定する議会の権限を決算認定特別委員会に委任することに決定いたしました。

◎議案第132号から議案第140号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程37、議案第132号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてから日程45、議案第140号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの9議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第132号号から140号までを一括して説明させていただきます。

議案第132号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。

平成25年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,552万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億969万9,000円とする。

2は省略させていただきます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるでございます。

続きまして133号でございます。議案第133号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いいたします。

平成25年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,760万9,000円とする。

以下、省略させていただきます。

続いて、議案第134号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,885万9,000円とする。

2項は省略させていただきます。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

議案第135号 平成25年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,696万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,232万3,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第136号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,501万2,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第137号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ771万4,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第138号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市の牛道財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,874万3,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第139号 平成25年度郡上市高鷺財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市の高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ628万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,339万6,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第140号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,738万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,022万9,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ただいま説明のありました議案第132号から議案第140号までの9議案については、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託します。

なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略します。

お諮りをします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第132号から議案第140号までの9議案については、会議規則第44条第1項の規定により、9月10日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第132号から議案第140号までの9議案については、9月10日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第141号から議案第142号までについて（提案説明）

○議長（清水敏夫君） 日程46、議案第141号 財産の無償譲渡について（八幡町島谷字愛宕前地内①）と日程47、議案第142号 財産の無償譲渡について（八幡町島谷字愛宕前地内②）の2議案を一括議題とします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第141号 財産の無償譲渡について（八幡町島谷字愛宕前地内①）。

次のとおり財産を無償譲渡にすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、

議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

まず、物件①と②ありますので、裏の図面をまず見ていただいて、一番後ろについてございます物件①、物件②とございますので、このようでございます。

1、譲渡する財産、土地、物件①につきまして、所在、郡上市八幡町島谷字愛宕前98番地1の一部、面積、207.31平方メートル、地目、山林でございます。物件②、所在、郡上市八幡町島谷字愛宕前88番地2の一部、面積、97.45平方メートル、地目、公園。

2、譲渡の相手方、郡上市八幡町島谷88番地1、愛宕神社。

3、譲渡の理由でございます。物件①は昭和2年に赤谷組から寄附により取得した土地であり、物件②は昭和2年に愛宕神社から売買による取得した土地であるが、2筆にまたがるこの土地には取得する以前から愛宕神社の社殿が建立されており、昭和2年の取得時には分筆登記が行われていないが、神社敷地を除いた部分を公園等の用地として取得したしたものである。

このため、神社敷地を分筆して、実質上の所有者である愛宕神社にこれを譲渡するものでございます。

議案第142号 財産の無償譲渡について（八幡町島谷字愛宕前地内②）。

次のとおり財産を無償譲渡にすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、土地、所在、郡上市八幡町島谷字愛宕前102番地3、面積、現況1,086.39平方メートル、登記が1,261.55平方メートルでございます。地目、宅地。

2、譲渡の相手方、郡上市八幡町島谷102番地、遍照殿。

3、譲渡の理由、遍照殿については、多くの地元支持者の寄進により、愛宕の地に社殿を昭和5年に建立することになった。建設地となる本件土地は昭和2年に赤谷組から寄附により八幡町に譲渡されたが、もともとは遍照殿に譲渡されるべきものであった。

昭和29年に遍照殿が宗教法人化されたことから、所有権移転登記が可能となったため、実質上の所有者である遍照殿にこれを譲渡するものでございます。

裏に位置図と、また物件の図面がついてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第143号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程48、議案第143号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第143号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、消防小型動力ポンプ積載車の購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約の金額、3,496万5,000円。
- 4、契約の相手方、高山市昭和町3丁目178番地、丸新消防株式会社、代表取締役 谷口欣也。
- 5、納入場所、郡上市八幡町美山710番地ほか。
- 6、物品の内容、消防小型動力ポンプ積載車6台でございます。

おめくりいただきますと資料がございます。

納入場所でございますが、八幡方面隊、また、白鳥方面隊で3台、高鷲方面隊、和良方面隊でございます。

納入期限におきましては、26年の3月7日でございます。

物品の内容でございますが、消防小型動力ポンプ積載車ということで、25年式のダブルキャブの4WDということで、排気量2,500cc以上、寒冷地仕様でございます。

あとは積載量、最小半径、パワステ、今までと変わってございません。環境仕様においても17年ということでございます。

以上でございます。

その後ろに入札結果がついてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第143号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第143号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第143号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第143号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第144号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程49、議案第144号 物品売買契約の締結について(高規格救急自動車更新事業)を議題といたします。

説明を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) 議案第144号 物品売買契約の締結について(高規格救急自動車更新事業)。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、高規格救急自動車の購入。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約の金額、2,415万円。

4、契約の相手方、郡上市八幡町稲成1156番地、岐阜トヨタ自動車株式会社八幡店店長 小田伸明。

5、納入場所、郡上市八幡町小野4丁目4番地1。

6、物品の内容、高規格救急自動車1台。

1枚めくっていただきまして、高規格救急自動車の事業の概要が載せてあります。

3の納入期限ですが、平成26年3月28日としております。

それから、取得金額2,415万円。

物品の内容ですが、購入台数は1台です。車両の仕様につきましては、トヨタ救急車ハイメディックの4WD、無鉛ガソリン仕様であります。

艤装仕様につきましては、緊急自動車でありますので、赤色回転灯、電子サイレン等を装備しております。

救急資機材につきましては、除細動装置、これAEDであります、そういうものとか、患者監視装置、それから吸引装置、酸素吸入器等を装備しております。

その後ろに救急車の図面が載せてあります。

最後に入札結果がつけてありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この救急車は、現在使っておるものの老朽化とか、そういうことでなるのか、新たに入れられるのか、その辺の事情と、それから、恐らく年々こういうものは設備が近代化というか、よくなっていくと思うんですが、そういった点で、これの新たな様式がどうかということ、配置する所はどこか、場所。できれば、郡内にどういう配置になっておるか、この機会にお聞きしておきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 今回の高規格救急自動車の更新事業であります、現在、中消防署に配備をしております救急車の更新です。新たに購入するものではありません。

今、既存の救急車ですけれども、これは平成9年の3月に中消防署に配備をしておりますが、既に16年を経過しております、走行距離が17万3,000キロ、それから、シャーシー等の板金処理も今までに行っておりまして、かなり老朽化をしているということで、この古い救急車の更新ということとであります。

それから、現在の救急車の台数ですが、中消防署に3台、それから、北消防署に2台、南出張所に1台、それから、和良の東詰所に1台で救急運用をしております。

（発言する者あり）

○消防長（川島和美君） そうですか、済みません。

装備については、今回のこの更新の救急車については、最新の救急車であります。

一応、現在ある全ての救急車が郡上市消防本部におきましては、全て高規格救急自動車ということです。この高規格救急自動車以外に、郡上市にはありませんけれども、2B型という救急車があります。

これを比較しますと、やはり高規格救急自動車は、積載資機材も高度救急医療ができる資機材が積んでありますし、室内も広いと、処置がしやすいということとあります。

今回は古い救急車の更新ということですが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 6番、よろしいですか。

そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第144号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第144号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第144号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第144号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

昼食の時間に近づいておりますけれども、議事進行上、会議を続行したいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎報告第9号から報告第14号までについて（報告・質疑）

○議長（清水敏夫君） 日程50、報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから、日程55、報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの6件を一括議題といたします。

報告を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま一括議題とされましたこれらの6件の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして、地方公共団体が資本金や基本金等を50%以上出資、出捐している法人に関しまして、その経営状況を議会のほうに御報告するものでございます。

初めに、おことわりでございます。

本日、提出させていただきました報告書につきまして、乱丁・落丁がございまして、冒頭差しか

えさせていただきます。大変御迷惑をおかけいたしました。まことに申しわけございませんでした。

それから、お手元にこのようなA4版の1枚紙をお配りしておと思います。平成24年度における第三セクター経営状況の報告、表面が事業実績、平成24年会計年度の事業実績でございますし、裏面は事業計画、平成25年会計年度の事業計画のあらましを掲げてございますので、これも同時にごらんをいただきたいと思ひます。

なお、金額につきましては丸めて1,000円どめで報告したいと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。

それでは、報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

次ページ以降、決算報告書等を提出させていただいておりますが、大変大量でございますので、概要のみの報告で、報告にかえさせていただきたいと思ひます。どうか御了承をください。

この財団法人につきましては、平成11年に設立をされ、基本金が2,570万円、うち郡上市の出捐金は2,000万円ということで、出捐比率は77.8%でございます。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴いまして、平成25年3月22日付で一般財団法人として認可を受けております。

まず、平成24年度の決算の状況でございます。当期総収入額が2億9,655万3,000円、当期総支出額が2億9,692万4,000円、当期損益は37万1,000円の損失となりました。

なお、純資産の当期末残高は9,459万7,000円であります。

ここで、損益がマイナス決算ではございましたが、この総支出額の中には、市との指定管理契約の約定に従いまして、八幡城の収益の中から市へ納められた333万円の寄附金が含まれておりますので、御承知おきをいただきたいと思います。

次に、ただいまごらんいただいております平成24年度における第三セクター経営状況の報告の裏面でございます。こちらのほうに平成25年度の事業計画の主なものを抜粋し掲載をさせていただいております。

各観光施設の運営、観光振興イベント等の開催、産業振興事業の展開に加えまして、町家活用の研究及び実践などを実施して、総売上を2億800万円と見込んでおるところでございます。

続きまして、報告第10号でございます。郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

この報告につきましても概要で申し上げさせていただきます。

この会社は、昭和63年に設立をされました。開発型インターチェンジでありますぎふ大和インターチェンジの建設負担金の償還を担っておるところでございます。

資本金は3億435万円であり、郡上市の出資金は2億9,305万円、出資比率は96.3%でございます。

平成24年度の決算状況でございます。総収入額が6億2,037万5,000円、総支出額が6億1,715万9,000円、当期損益が321万6,000円の損失でございます。

なお、純資産の当期末残高は2億4,754万円でございます。

こちらマイナス決算ではございますが、先ほど申しましたように、支出の中には独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構、これは旧日本道路公団のNTT融資分でございますが、と郡上市への償還金合わせまして2,233万6,999円が含まれております。

なお、このインターチェンジ建設負担金の償還金残額ではございますが、平成25年3月末残高につきまして3,877万1,133円でございます。償還の完了は平成30年3月ということで、あと5会計年度ほど償還が残っておるというものでございます。

次に、裏面の平成25年度の事業計画の主なものでございます。

フィールドミュージアムでは、イベント内容の見直しや老朽施設の修繕、それから、やまと温泉「やすらぎ館」では、きめ細かな接客改善による顧客満足度の向上、レストランメニューの変更による客単価の改善等、それから、道の駅古今伝授の里やまと「くつろぎ広場」では、中庭広場ギャラリー「デコハウス」の利活用を規格・実施。

ぎふ大和パーキングエリアでは、店舗内外の機能改善、特産品や、郡上らしいメニューの商品化等々を行いまして、総売上目標を6億2,800万円としておるところでございます。

次に、報告第11号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

これにつきましても概要で申し上げさせていただきます。

この会社につきましては、平成8年に設立され、白鳥町石徹白の交流促進センターカルヴィライとしろ等の指定管理を行っております。資本金は2,005万円、郡上市の出資金は1,005万円、出資比率は50.1%でございます。

平成24年度の決算状況は、総収入額が3,169万4,000円、総支出額が2,970万8,000円、当期損益は198万6,000円の黒字決算でございました。

なお、純資産の当期末残高は1,978万1,000円でございます。

この宿泊部門と飲食部門の合計で、利用客は2,944人と前期より121人増加しまして、利用料金収入は2,059万9,000円と26万4,000円増加をしておるところでございます。

また、指定管理とは別に附帯事業といたしまして、市道の除雪、それから体験イベントのための

スィートコーンの栽培、さらには販売などの実施事業を手がけております。

次に、裏面の平成25年度の事業計画の主なものを御報告申し上げます。

宿泊部門ではPRの強化、飲食部門では地元産材を活用した特産料理の企画、売店部門ではトウモロコシの宅配などを行いまして、総売上目標を3,700万円としております。

次に、報告第12号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

この報告につきましても概要で申し上げさせていただきます。

この会社は、平成4年に設立され、白鳥町前谷の宿泊・飲食施設ハートピア四季の指定管理等を行っております。資本金は1,000万円、市の出資金が850万円で、出資比率は85%でございます。

平成24年度決算状況は、総収入額が1,920万円、総支出額が1,848万7,000円、当期損益は71万3,000円の黒字決算でございます。

なお、純資産の当期末残高は328万円でございます。

主要部門でございます宿泊部門につきましては、2,132人と前期比341人増加し、売上は前期比205万1,000円増加をしております。

ただ、飲食部門の利用客は減少となっております。

次に、裏面の平成25年度の事業計画の主なものについてお話をさせていただきます。

ウッドィハウスやバーベキューハウスなど、施設を最大限活用した誘客宣伝、学校や会社への宣伝、滝や自然を生かした商品企画などを行い、総売上目標を2,118万円としております。

次に、報告第13号 株式会社イーグルの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社イーグルの経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

この報告につきましても概要で申し上げさせていただきます。

この会社は、平成3年に設立され、開発型インターチェンジであります高鷲インターチェンジの設置に係る建設費の償還を担っておるところでございます。資本金は8,150万円、うち郡上市の出資金が4,155万円、出資比率は51.0%でございます。

報告書の5の2ページ、2枚はねていただきますと、5の2ページに事業の負担金と償還の状況が載せてございます。

NTT融資の借入分負担総額は5億5,986万円、これを20年償還するものでございまして、平成24年度には3,732万4,000円を償還しております。償還金残額は、平成25年3月末残高が1億7,760万6,000円、償還完了は平成31年3月となっております。

なお、この株式会社イーグルの税法上の業務で申しますと、資金の返済の取り次ぎと集金の業務

ということになっております。よって、償還金の動きにつきましては、税務署のほうと協議をされ、勘定元帳のほうには記載がされておりますが、仮受仮払いという形で相殺をされております。そのために、貸借対照表のほうにはこの動きは出てまいりません。

それから、損益計算書のほうには事務費等の一般管理費の費用が上がっております。これらの年間の必要の経費を、手数料収入、預金利子、その他の収入をもって賄いまして、平成24年度の決算は6,642円の余剰金が出たものでございます。

なお、純資産の当期末残高は5,312万9,000円でございます。

次に、報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

これにつきましても概要のほうで申し上げさせていただきます。

この会社は、美並地域の振興のために平成11年に設立をされまして、東海北陸自動車道瓢ヶ岳パーキングエリアにおいて施設を開設、管理・経営を行っております。資本金が7,000万円、うち郡上市の出資金が3,775万円、出資比率は53.9%でございます。

平成24年度の決算状況は、総収入額が1億3,251万5,000円、総支出額は1億2,900万3,000円、当期損益が351万2,000円の黒字決算となっております。

この利益剰余金につきましては、2%の株主配当が行われているところでございます。

なお、純資産の当期末残高は1億203万6,000円でございます。

平成24年度は中日本高速道路株式会社により、花壇、喫煙コーナーの設置や浄化槽、ごみ集積場の目隠し事業が行われ、会社としては建物の修繕、仮設トイレの更新などの環境改善を実施されております。利用者は40万1,000人と、前期対比102.8%、売上高は、前期対比100.9%となっております。

次に、裏面の平成25年度の事業計画の主なものでございます。

アウトドア、温泉・食事パックプランの企画販売、奥美濃カレーの販売強化、季節限定料理メニューの企画販売、スキーヤーズパックプランの企画販売、施設のリニューアル化などを重点事業に掲げ、総売上目標は1億2,860万円としております。

以上、大変概要のみでございましたが、報告をさせていただきました。

○議長（清水敏夫君） 以上、6報告につきましての報告がございました。質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 概略だけでしたので、大体この会社が黒字なのか、黒字でないのかということとはわかりましたけれども、6つのこの法人の中で、借地の契約をして借地料を払っているところ、

また借地がないところ、もしくは郡上市の土地の上に建ててあるものということで、この償却には何が入っているかという、大体これ建物類が償却とか、そういったものが特に多いと思うんですけれども。

この6つの法人の中で、固定資産税を免除してあるといたしますか、払っていないもの、市へ対して。それはどの会社でしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 固定資産税の免除につきましては、今、資料を手持ち持っておりませんので、後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

それから、借地の関係でお話をさせていただければよろしいですか。

郡上八幡産業振興公社では、借地については、郡上八幡城の用地がございます。これは個人からの借地でございます。これにつきましては市が負担をしておるものでございます。

それから、郡上大和総合開発、これは一部借地がございます。個人、それから中日本高速道路からの借地がございます。

まず、フィールドミュージアムの用地につきましては市が借地を負担しておると、それから、道の駅の用地につきまして市が負担をしておるものがございます。それから、やまと温泉の用地につきまして市が負担をしておるものがございます。それから、ぎふ大和パーキングエリア、これは中日本高速道路の所有でございまして、大和総合開発株式会社のほうが負担をしておるというものでございます。

阿弥陀ヶ滝観光でございしますが、これは個人の借地がございます。これは阿弥陀ヶ滝観光のほう負担をしておるというものでございます。

それから、伊野原の郷、これは個人の借地が一部ございます。これは市のほうが負担をさせていただいておるというものでございます。

さらに、ネーブルみなみでございます。これは、パーキングエリアの敷地、中日本高速道路株式会社より借地をしておるというものでございます。

以上であらうかと思います。よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） こうしたいろんな会社は、それぞれの町村時代に前向きに建てられてきた会社でありますけれども、今お聞きしておりますと、借地に関して市が借地料を肩がわりをしておるわけですね。それとか、今、固定資産税をいただいておりますところが、お答えできずに後で報告をいただくということなんですけれども。

これは今後、市にとって考え方、スタンスというものを市長にお聞きしたいわけなんですけれども、例えば黒字、黒字となって、市も借地しておると、借地料を払っておる、肩がわりで払っておる、もしくは固定資産税を免除しておるという場合に、会社自体は50%以上、配当をしておる会社もあるんです、今のこれ。

もうかればもうかるほど、これは一般管理費をその会社の社長が給料を上げたりして、それを調整しながら、そのいろんな給与とかいろんな手当に、いろんなことを回っていく可能性もあると、そうした場合、市のメリットは何かということを経来的にしっかりと考えておく必要があるということをおは思います。

その観点から、この会社が黒字と言えども、しっかりと企業として固定資産税、そして借地料、そして減価償却がしっかりとこれ、どういうものまでされておるかということをお鑑みながら、その経営が本当に赤であれば、それを例えば市の建物であれば指定管理の何かで払うとか、その会社の運営に対してプレッシャーを市が大株主として与えていくという運営の仕方を私は大変大切だと思います。

これは黒字になってもこの借地料を肩がわりするとか、固定資産税を払ってないとか、そうすれば黒字だから給与などを上げていくという方向にも進みがちですから、本来ならば、この今、後で報告しますということは、これ報告をしっかりとさせていただいて、再質問をさせていただくかもしれないけれども、そうした感覚で、この会社が本当の一般法人として黒なのか、赤なのかということをお検証していく必要が、大株主としてはあると思うんです。

市への歳入にもかかわることですから、どのようにお考えか、市長にお聞きします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のとおりでして、幾つかの施設について、市が借地料等を負担しているということですが、もともとこれは市の施設、ネーブルは一部独自の資産を持っているようですが、もともと市の施設を指定管理者制度によって経営をしてもらっているということです。

先ほどのお尋ねのような固定資産税等については、もともこの会社、それぞれの会社とか法人が持っているものでないケースがほとんどだと思いますので、固定資産税等については、恐らくそういう意味で、そういうものは払っていないだろうというふうに思います。

そういうことでありますけれども、市の指定管理制度と言いながら、そういう特に借地料等について市が負担をする中で、そういう土台の上に立って黒字、黒字という形でいわば緩やかな経営がなされてはいけない面があるというふうに思います。

そういった面は、やはり適切に経営がされるように、しっかりと株主である市としても目配りをして、必要な要請もしていきたいというふうに思っております。

もともとこうした指定管理を受けているところが大きな収益を、そういう市の負担というようなものも補って余りあるような収益を出して、市の財政に貢献をしてくれるということが将来的には望ましいことであるので、そういう方向へ向かって、それぞれでき得る限りの努力をしてもらうようにまたそれぞれの法人には要請をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 再々質問ですが、建物もいろんな補助金を得たりしてつくられているものももちろんあると思いますし、そうした中では償却はもちろんしていきながら将来考えなあかんわけなんですから、特に今後、黒字、黒字という言葉が耳にさわるんです。

特に、もし黒字がある会社については、それが本当に経営としてもっと切り詰めるというか、市にリターンができる分がないかというところに目をつけていかないといけないなと思うんです。

黒字ということは本当に非常にありがたいことです。ですから、その黒字になっているところに目をつけながら、いかに市にリターンがあるかと、ただ、配当のみならず、借地料、いろんなことに関して、本当に一般の法人として見た場合でも本当に貢献しておるなということが言えるような形で進めていっていただきたいということを思うわけです。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） この第三セクターには、今ほど市長のほうから答弁がございましたように、自前で資産を持っている、自前で経営しているというのはネーブルみなみだけです。これは、いわゆる会社のほうで設置した施設を中日本高速道路のいわゆる定期借地権の中で運営しておるということでございまして、ここは見ておっていただきますように、資本金が前資本よりもふえております。

ところが、あとのところは非常に厳しくて、産業振興公社は順調に積立等々もしておっていただく部分もあるわけですが、公益的なところと、それ以外のところがあると。ところが大和開発から以下は資本金をまだ下回っておると、単年度でいきますと、経営状況では黒字ですが、そうトータル的に言えば非常にまだまだもとの株式資本まで戻らないというような実態もあるわけです。

特に、大和総合開発につきましては、あるいはイーグルにつきましても、もともと開発インターの金を返していくための施策でございまして、この辺は一生懸命になって多分やられても、そういったものがクリアされるまでにはまだまだ大変なんだろうと思っております。

今ほどの指摘でございますけれども、当然に我々としては、こういったいわゆる民間的な、かつ

て活性化のためにつくり上げてきた施設でございますし、会社でございますので、そういったものが順調に、かつ補助金等々、あるいは起債等々の関係がなくなれば譲渡すると、譲渡して独自に運営して、そのときには第三セクターでまだまだ経営していくのか、あるいはいわゆる市の出資を減らしていくのかというような問題もありますけれども。

そういった民営化的な部分へ移行していきたいと思っておりますし、当然に長い間の借地契約がございますので、中にはそこまで借りなくてもいいんじゃないかなろうかというような土地もございますので、そういったことを踏まえて、できれば譲渡、あるいは民営化へという方向は行政改革の中でもうたっておる状況でございますので、お願いいたしたいと思います。

（「質問でなしに意見いいですか」と1番議員の声あり）

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） よくわかりました。

そしたら、今、民営化の話も出ましたが、この郡上市の持ち株をどう譲渡していくかについては、物すごい議論が必要なのがあると思います。これは公的な金、市民全員に権利があるものですから、それを今から議論していただきたいということを思いますし。

あと、この決算報告書のこの様式をそろえていただけるように全部の会社にお願ひ、ある程度できませんでしょうか。つける書類も、これにはつけとる、つけとらん関係なしに、それは意見として述べておきます。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 意見でいいですね。

まだほかに質問はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 地域振興というようなことで行われておるわけですが、ここ正社員の、正職員を見ますと非常に少ない、ゼロなんてあります。そうすると、臨時職員というか、非正規の方がいるんじゃないかと思いますが、実質的に雇用という面で考えると、これも何らかの働きをしているというように私は思うんですけれども、ちょっとそういう職員数について、正職員以外を知らしめていただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 職員数について答弁を求められました。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ここでございます正職員ゼロというものにつきましては、市の職員の方が兼務で行っておるというものでございます。具体的には高鷲振興事務所の職員でございま

す。よろしいですか。

(「人数は分かりますか。1人ですか。」と6番議員の声あり)

○商工観光部長(山下正則君) 1人です。

○6番(野田龍雄君) あとは、全部この正職員以外の職員というのはいないんですか。

○議長(清水敏夫君) 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) 日々雇用パートの職員はございますが、今手元にございませんもん
ですから、これも……

○6番(野田龍雄君) 後、これを見ればわかるかね。この後ろを見ればわかる。わかれば……

○商工観光部長(山下正則君) 入れているところと入っていないところがございます。

○6番(野田龍雄君) できたら全部わかるようにしてください。

○商工観光部長(山下正則君) また御報告させていただきます。

○議長(清水敏夫君) 1番議員の山川直保君の質疑に対する答弁が、まだ資料ができておりません
ので、暫時、昼食時間でもありますので、休憩に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします
ます。開催は1時15分をめぐとしてしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その間に
資料のほうをお願いいたします。

では、昼食時間に移ります。

(午後 0時30分)

○議長(清水敏夫君) それでは、会議を再開いたします。

(午後 1時16分)

○議長(清水敏夫君) 日程50の中の議題につきまして、1番 山川議員のほうから質問が出ており
まして、その中で固定資産税の納付状況についての答弁がされておきませんので、まず答弁を求め
たいと思います。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) 答弁をいたします前に、少しおわびを申し上げます。

先ほど報告第10号 郡上大和総合開発株式会社の決算状況の概要説明中、当期損益を321万6,000
円のマイナスと私、表を読み違えて御報告を申し上げました。これは、利益のほうでございますも
んで、プラスでございます。黒字決算でございますので、改めまして訂正し、おわびを申し上げま
す。

それでは、山川議員のほうから御質問がございました固定資産税の減免がなされておるかどう
かという御質問でございます。

本日御報告を申し上げました6社のうち3社について、固定資産税の課税対象となっております。
具体的には郡上八幡産業振興公社、それから郡上大和総合開発株式会社、それから株式会社ネーブルみなみ、こちらの3社の土地、あるいは建物、あるいは償却資産になろうかと思いますが、いずれかが固定資産税の課税対象となっておるというところで、御質問の趣旨でございます減免については3社ともなされてはおりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） それについての質問をさせていただきますが、50%以上市が持ち株を持っておるものの中で、もちろん当初は地域の活性化を一番目的として、市が補助金何なりを経て建てた建物、また市の土地であったもの、そしてまた借地もの、いろんなケースがあるわけなんですけれども。

合併されまして、こうしたものをどう今後処理していくかということの課題がやはり大切でありまして、この固定資産税をしっかりとお支払いいただいております会社、そうでない会社によって、市がこの決算に対する評価の仕方、見方というものが変わってくるというふうに思うわけです。

それで、そうした観点からも、どこの会社も頑張っておみえですけれども、固定資産税を免除して合わせるのか、もしくは指定管理料でもって合わせるのか、そうした面、順番に民営化の方向へ進む中、例えば黒であれば、建物のこの一部、何個か建物があるとすると、こいつについてはやっぱり固定資産税をもらうとか。無償譲渡してでも固定資産税を市はいただいていく方向にするとか、そういった方向の方向づけを今後していただきたいということ。

部長さんも特にそれを考えられていっていただきたいなということを思います。

もちろん、先ほど申し上げました市の持ち株の将来に向ける譲渡についても、その仕方、方法についてフェアに行われることも今から考えていかなければならない。

特にこうした、ネーブルさんとかはしっかりとともともと立派な立ち上がりをしてみえると思うんですけれども、特に先ほど申し上げました。重ねて申し上げますが、黒字が出た部分について、逆にその人件費等々に無駄が流れていないかというところもチェック、そういうことを今からも考えていただきたいということを思います。意見として申し述べました。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 答弁は要りますか。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 第三セクターにつきましては、かつて日置市長の前の段階におきまして一斉に、いわゆる第三セクターを解除するというような方針が打ち出されまして、持ち株を譲渡する

と、いわゆるあのときは無償譲渡というような形で何とかして、もしくは減資の方策をとるというようなことが行われました。

そのときには2社行われたわけですが、そのときの基本的な考え方は、今ほどお話に出ておりましたように、できるだけ頑張っていたいて、それぞれが独立する方向へ持っていくのがベターでなかろうかというお話でございました。

その後、私も、あるいは日置市長が就任されて、そうは言いますが第三セクターそれぞれに目的が違っていると、いわゆるつくられた目的というものの、あるいはその地域の思いというものがあるんじゃないかということから、その辺は慎重に取り扱いながらやっていくという方針に変えておりますけれども、基本的な考え方はそれほど大きくは変わらないんだろうと思っております。

そしてもう一点が、いわゆる第三セクターを運営する、今ほどお話がございましたように、そこで利益を上げたものは、一部の役員だけに、あるいは職員で分配されることのないように、公の目的を持った第三セクターの運営ということは当然我々株主としても、あるいは役員に参画する、非常勤の役員に参画する場合においてもチェックはいたしております。

もう一点が、いわゆる施設、補助事業等、あるいは施策によってつくられた施設をどうするかと、今ほどお話がございましたように、いわゆる譲渡をして、本来その会社が持つてみずからが運営されるという方向が最もベターではなかろうかということを思いますけれども、当然そこには固定資産税、もちろん第三セクターに移管するといういわゆる指定管理の関係におきましても既にそこで消費税なんかが発生するわけです。

一般会計でやっておれば消費税が発生せずに何とかやっていけるから、今度は指定管理にしようという、当然会社のほうはその部分に対して消費税が発生して、収入を圧迫するというようなこともまだ現実的には起こっているということもまたございます。

ですから、そういったことを踏まえながら、できるだけ速やかに、いわゆるこういったことが、行政はただ単に、本当に地域の、あるいは活性化に貢献しているんだなということは見えるような形に持っていくのが最もベターなんだろうと思いますし、法人でありますから、法人が利益を追求されるためにも市が余り口出しもできないほうもいいんじゃないかといったようなこともございますので。

施設、あるいは第三セクターのあり方等々、今ほどお話がございましたように、全ての面において検討をしていきたいということを思っております。

ただ、今ほど減免のことがございまして、最近本当に、いわゆる工場誘致等々においては、競争のごとく固定資産税の減免とか、いろんな税の減免方法を捉えておるようでございますけれども、郡上市の基本的なスタンスは、いただくものをいただきながら何らかの形で補填するというような方向で、今、工場の誘致についてはそういう方法をとっておるわけですが、そういったこと

も踏まえて、また一緒になって皆さん方に提示しながら検討をしていきたいということを思っております。

○議長（清水敏夫君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で報告第9号から報告第14号までの報告を終わります。

（発言する者あり）

○議長（清水敏夫君） 済みません。野田議員のほうの質問の回答が落ちておったようですので、回答を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 野田議員さんより、パートの従業員の数についてという御質問がございました。平成24年度末現在のパートの数を御報告を申し上げます。

まず、郡上八幡産業振興公社でございますが、15名でございます。郡上大和総合開発株式会社でございますが、39名でございます。株式会社伊野原の郷でございますが、4名でございます。有限会社阿弥陀ヶ滝観光でございますが、ゼロでございます。株式会社イーグルについてもゼロでございます。それから、株式会社ネーブルみなみは8名でございます。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

恐縮しました。

それでは、以上で報告第9号から報告第14号までの報告を終わります。

◎報告第15号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程56、報告第15号 平成24年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第15号 平成24年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度郡上市実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して次のとおり報告します。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1、健全化判断比率でございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率については数値が出てきません。これは赤字ではないということでございます。

また、③実質公債費比率においては18.5%ということで、前年度に比べて1.5ポイントの減少でございます。④将来負担比率でございます。89.3%ということで、前年度と比べると32.8ポイントの減少でございます。

また、2、資金不足比率におきましては、水道事業会計、病院事業等会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、宅地開発特別会計においては、資金不足でないということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） では、以上で報告第15号の報告を終わります。

◎報告第16号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程57、報告第16号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第16号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成25年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

専決第7号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成25年7月9日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成25年5月21日午後0時50分ごろ、郡上市大和町大間見45番地2、駐車場内において公用車が後退したところ、建物のといに接触した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、5万2,657円でございます。大変申しわけございません。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） では、以上で報告第16号の報告を終わります。

◎議報告第7号について

○議長（清水敏夫君） 日程58、議報告第7号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

8月30日までに受領いたしました請願、陳情はお手元に配付しました文書表のとおり、各常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。慎重に御審議いただきありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 1時30分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 渡 辺 友 三